

平成21年度 第6回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成22年2月3日（水） 15時00分～16時15分
2. 場 所：総務省10階 共用10階会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針（案）について
  - (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
  - (3) 登録政治資金監査人の登録者数について
  - (4) 政治資金監査に関する研修について
  - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針（案）について
- 資料2 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の検討経緯
- 参考資料 情報公開制度における「権利の濫用」の状況に関する調査結果
- 資料3 開示請求が権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合の具体的な指針（案）の概要
- 資料4 政治資金監査に関するQ&A（その7）
- 資料5 登録政治資金監査人の登録者数
- 資料6 政治資金監査に関する研修の実施状況
- 資料7 政治資金監査に関する研修の実施計画について

資料A 具体的な指針（案）の前回からの変更点の概要

資料B 政治資金監査に関するQ&A（委員限り）

資料C 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

資料D 政治資金適正化委員会で今後検討を行う事項

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成21年度第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、第4回委員会の議事録についてでございますが、事前に各委員から御意見を賜ったものを、事務局からお渡しさせていただきましたが、第4回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成21年度第5回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等がありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針（案）について、及び関連する委員限り資料の説明を事務局をお願いいたします。

【米澤参事官】 それでは、議題1につきまして、資料1から御説明申し上げます。今回も前回と同様、資料の組み方につきましては、公表資料、委員限り資料を混在させる形で議題に沿った組み方をしてございます。

まず、資料1でございます。具体的な指針（案）についてということで、1の目的につきましては、国会議員関係政治団体のすべての支出の領収書等を公開するという考え方であること、情報公開法に準じ、原則公開であり、権利濫用等が制限されるということ、この具体的な指針につきましては、政治資金規正法の規定によりまして、委員会において定めるものであることという位置付けを記載させていただいておりまして、前回までの説明と異なるところはございません。

2の具体的な指針(案)についてでございます。2のすぐ下の段落でございますように、かぎ括弧内、「開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る不利益を勘案し、当該開示請求が、政治資金規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合である」と。ここも前回まで御議論いただいた案と異なるところはございません。

これ以降、前回までの案と変えているところがございます。具体的にはということで、開示請求の目的が、次に掲げることにあると明らかに認められる場合については、権利の濫用と認められるものと考えられるということとさせていただいております、①として、開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務をさせることにより、行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させること、以下、②といたしまして、領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと、次のページに参っておりますが、③といたしまして、領収書等の写しを改ざんして使用すること、この3点を具体的な場合として掲げております。

なお書きといたしまして、開示請求の目的が上記以外のものである場合について、権利の濫用等と認められるものかどうかについては、今後制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて検討を行うこととするという記載にさせていただいております。

3といたしまして、具体的指針の運用についてという記載をしてございます。総務大臣又は県選管が権利の濫用等と認められる場合に該当するかを判断するに当たって、このような場合を不開示とすることが法律に規定されていることを踏まえまして、実効性の観点から、次のとおり運用することが適当であると考えているということとしております。

1つ目の○でございますが、開示請求時において、開示請求の目的を開示請求者から確認し、その目的が具体的な指針に該当するかどうかを判断することを掲げてございます。

2点目といたしまして、開示請求の目的を確認できなかった場合であっても、開示請求するだけで文書を閲覧しないことが故意に繰り返される、あるいは開示請求の実施の際の行為、開示請求時における請求者の発言等から、開示請求の目的が明らかに認められる場合については、その目的が具体的な指針に該当するかどうかを判断することと掲げてございます。

これにつきまして、恐縮ですが、もう1枚おめくりいただきまして、資料A、委員限り資料でございますが、前回までとの比較をしております。前回までの具体的な指針につき

ましては、上の段の（３）の②、下線が引いてあるところがございますが、そこに書きましたように、開示請求時において、請求目的を請求者に確認することは想定されていないということを前提に、指針（案）を検討させていただいておりました。

その結果、その上の（２）の①から③にございますように、権利の濫用等と認められる場合の例示といたしましては、開示請求時の請求者の発言から、業務を混乱、停滞させることにあると明らかに認められる場合であることとか、②の請求者の発言から、③の故意に繰り返すなどの行為からというように、請求の目的がわからない、ただ、請求者の自発的な発言や行為から判断できる場合のみにおいて、この具体的な指針の権利濫用等が該当するという考え方に立っておりましたが、今回、先ほど資料１で御説明させていただいた案につきましては、今回の３の１つ目の○に書いていますように、請求目的を開示請求者から確認するというを前提とした案にさせていただいているところがございます。それに伴いまして、上の①から③につきましても、発言や行為からだけではなくて、請求者から確認した目的に照らして判断するという考え方にしているものがございます。

前回の委員会までの説明と、その部分は大きく異なっているわけがございますけれども、私どもは政治資金課ともよく検討させていただきまして、やはり法律で開示請求が制限される場合として、権利の濫用等の場合が当たるということを法律で前提としている以上、やはり請求者から請求目的を確認するということが、法から求められた前提ではないかということで、実務上、請求目的を確認する運用をするということを前提に、このような指針を出すことが適当ではないかということで整理をさせていただいたものがございます。

続きまして、資料２でございます。これは前回までの御説明と大きく異なるところはございません。資料１の具体的な指針（案）をつくるに当たりまして、委員会として今まで議論してきた経緯を整理したものでございます。その趣旨は資料２の１ページの下の方に書いてございます。第４回、第５回に検討した内容、本資料は当委員会でのこれまでの検討の経緯及び内容をまとめたものであるという位置付けにさせていただいているところがございます。

２ページは、基本的な考え方として、中ほどの３段目でございますけれども、情報公開法における権利の濫用の考え方を参考にしていること、その上で、国会議員関係政治団体のすべての支出の領収書を公開するという考え方に立っていること、次の・でございますが、国会議員関係政治団体が保有する文書の原本を命令によって提出させることといった特徴を踏まえて、考え方の整理をした旨を書いております。

3ページにおきましては、権利の濫用等と認められる場合の具体例についてということで、情報公開制度における例及び平成19年の政治資金規正法改正時の議論を踏まえた検討を行ってきたということ、それを踏まえ、3ページの下の方から、大量請求である場合、あるいは4ページにかけまして、同一文書を繰り返し請求する場合といった、情報公開制度で権利濫用等と認めた例があるものを検討の対象とし、これについては、少額領収書の開示制度については、これだけをもって権利濫用等に当たるといえることは言えないという結論を出したこと。

それから、平成19年の規正法改正時の政党間協議における議論につきましては、③の候補者等の評価に影響を与えることで政治団体を混乱させるための請求について検討したところ、政治団体により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判のもとに行われるようにすることというのが規正法の目的でございますので、そのような目的に沿った行為であるということで、認められる場合とはならないという結論を出したこと。

5ページにおきましては、いわば敵対的なものとして、選挙で議席を争う相手方等からの請求についても、何人も開示請求が可能であるということが前提となっておりますので、これも権利濫用等と認められる場合とは考えられないという検討結果を書いております。

その上で、3といたしまして、具体的な指針の運用についてということで、先ほどお示しさせていただきました、今回考え方が大きく変わった点につきまして、情報公開法による情報公開制度では、開示請求の理由・目的のいかんを問わず、また開示請求者と開示請求対象文書との関係を問うことなく認められるというものであるから、開示請求書に開示請求の理由・目的の記載は要求されておられません。

しかしながら、今回の少額領収書等の写しの開示制度におきましては、情報公開制度と異なりまして、法律の規定により、開示請求が権利濫用等と認められる場合は不開示とすることとなっております。

この規定を実効あるものとするためには、情報公開制度とは異なる扱いとして、開示請求の目的を判断の基準とし、また、その判断のために、開示請求の目的を、運用上、確認することが適当であると考えます。検討経過というところで書かせていただきましたけれども、一応このような認識を踏まえて、先ほどの資料1のような考え方に至ったという流れにさせていただいているところでございます。

その次の参考資料につきましては、以前委員限り資料として、検討の参考とするために、

各府省庁及び各都道府県情報公開担当部局にお願いをいたしまして、情報公開制度における権利の濫用の実施状況ということで調査をした結果でございます。以前御説明したものと中身は同じでございます。3の3つ目の○にありますように、却下した事例等々についてまとめたものでございます。

参考資料は5ページほどございますが、その後ろに、資料3がございます。資料3につきましては、今回の具体的な指針（案）につきまして、もし、今日の委員会で案として出すことをお認めいただければ、委員会終了後、総務省記者クラブにおいて委員長からブリーフィングを行い、公表する予定にさせていただいております。その際、公表用に作成した資料でございます、少額領収書等の写しの開示制度がどのようなものかという制度の概要を含めまして、2の具体的な指針（案）の概要、資料1を前提としたものでございます。3の具体的な指針の運用についても、資料1を要約したものでございます。

2ページ目でございますが、検討の経緯は、資料2を要約したものでございまして、検討の経緯を整理させていただきました。

5の今後のスケジュール（予定）というところで、本日の委員会で指針（案）をお決めいただければ、指針（案）を公表することとし、明日からパブリックコメントを実施させていただきたいと存じます。その上で、3月17日に予定させていただいております第7回の委員会におきまして、パブリックコメントの結果を御報告した上で、最終案を審議、決定していただきまして、それを公表するという予定をつけさせていただいております。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

【牧之内委員】 なければ。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 一般法理による情報公開制度との違いというのを明確にというか、とにかく曲がりなりにも出されたということで、私は評価したいと思います。それでちょっと確認ですけれども、目的というのは、文書ではなくて、口頭で確認するということですか。書面で書かせるんですか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 今回の指針を受けますと、私どもでは、開示請求書の様式を事務処理要領として定めたいと思いますが、開示請求書の中に、様式に請求の目的というの

を書いていただくように、欄を設けたいと考えております。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 そうしますと、法の第19条16の3項で、開示請求書というのがありますが、これ以外の事項も書いていいという理解でしょうか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 法に記載してある事項については、必ず書いていただかなければいけない事項と、当然それを盛り込んだ上で、そのほかに任意に書いていただくものとして、情報公開の方にも、例えば、連絡先の電話番号であるとか、いろいろございますが、今回様式の中に、これを、法に記載されているものを超えて書いていただくこともよいのではないかと考えております。

【牧之内委員】 わかりました。

【上田委員長】 ほかに御意見、ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では次に、第2の議題の政治資金監査に関してQ&Aについて説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 資料4を御説明させていただきます。Q&Aといたしまして、今回まず86番でございますが、政治団体が作成した人件費の出金伝票には、支出の相手方の氏名、支出の目的、金額、年月日が記載されているという前提でございますが、その出金伝票に、受領者の印が押してある場合、これを領収書等として認められるかどうかという御質問でございます。

これにつきましては、支出の相手方から徴した書面と認められる場合には、領収書等に該当するというので、今回のお問い合わせの場合には、受領者が受領したということを示すために印が押してあるということでございますので、このような場合には、相手方から徴した書面として取り扱い、領収書等と考えられるというお答えをさせていただきたいと存じます。

次の87番でございますが、国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった場合、マニュアルにおきましては、どこで行ったかという実施場所を特定することとされております。これにつきましては、どこまで詳細に記載すればよいのかという御質問を受けました。

これにつきましては、必ずしも住所の記載までは必要ないのではないかとということで、

例えば、「〇〇ホテル会議室」といった形で、政治資金監査の実施場所が社会通念上特定されるような記載であれば差し支えないと。ただ、政治資金監査人の方の御判断で、住所を記載することを妨げるものではないということをお答えしたいと存じます。

88番でございますが、年の途中まで国会議員関係政治団体の、いわば会計責任者の職務代行者でございますが、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者、こういった方であった者が、登録政治資金監査人として監査を行うことができるのかということでございます。

これは、外部性を有する第三者による監査ということでございますので、このような場合につきましては、自ら作成した会計帳簿等の関係書類を、自ら政治資金監査するということになりかねないということもございまして、制度の趣旨を踏まえれば、適当ではないとお答えしたいと存じます。

次のページでございますが、89番でございます。88番と同様でございますが、年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計責任者の職務を補佐する方、会計帳簿の記載をする仕事につきまして、会計責任者に代わって記入、記載等の実務を行うような方がいらっしゃいます。そういった会計責任者の職務を補佐していた者につきましては、政治資金監査を行うことができるのかということでございます。

これは、法律上の業務制限には該当しないわけでございますけれども、例えば、会計責任者の職務を補佐する者であっても、規正法上の虚偽記載の罰則適用の対象になります。また、政治資金監査人の方がヒアリングをする際に、職務を補佐する者も会計責任者と同席して、ヒアリングの対象となることができる方でもございます。そうしますと、ヒアリングをする方とされる方が同一人になってしまうということもございまして、このような注意事項をお示しすることによって、あまり好ましくないという趣旨の御回答にさせていただければと考えております。

90番でございますが、新聞の領収書等につきまして、支出の年月日のうち、年が抜けてしまっている、何月何日と書いてあるような領収書、ただし、支出の目的としては、「平成何年何月分新聞代として」と記載されているような領収書を、政治資金監査上、どのように扱えばいいかという御質問でございます。

法律を厳密に当てはめますと、年月日のうち年が欠けているということで、3事項のうち、年月日の記載が不十分ということで、規正法上の領収書には該当しませんと言わざるを得ませんので、聞かれれば、発行者に対して領収書等の追記、再発行を要請するという

ことを求める必要があると言わざるを得ません。ただ、政治資金監査におきましては、支出の目的に記載された内容から、支出の年月日が確認できますので、領収書等亡失等一覧表に記載する必要はないというお答えをさせていただきたいと存じます。

続きまして、91番でございます。登録政治資金監査人の業務制限については、どの期間、該当してはいけないと解するべきかということでございます。

これにつきましては、業務制限が設けられた趣旨は、外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期、監査を行ったその日だけではなくて、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、業務制限に該当してはならないと解すべきだろうということでございます。

なおといたしまして、では、それ以外の期間、例えば、会計責任者であったり、代行者であったりしても、業務制限にはかからないのかということになってしまいますので、それにつきましては、自ら作成した会計帳簿等の会計書類について、自らが政治資金監査を行うということにもなりかねないということで、業務制限に関する他のQ&Aについても御留意くださいということをお答えしたいということでございます。

次のページの92番でございます。政治資金監査人に対しまして、政治資金監査報酬をお支払いする場合に、政治団体は所得税の源泉徴収をしなければならないのかというお問い合わせでございます。

これにつきましては、私どもは国税庁に照会させていただきまして、所得税法の第204条第1項第2号に規定しております「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に政治資金監査報酬も該当するというお答えをいただきましたので、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合には、所得税の源泉徴収をしなければならないということになります。

次の93番でございます。政治資金監査報告書の作成に当たりまして、記載例以外の事項を記載することはできるのかという御質問に対しまして、政治資金監査報告書につきましては、マニュアルに基づいて書面監査、それから、会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載するものでございますので、もし、記載例に加えて、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、適正化委員会に御照会をいただいた上で、政治資金監査の結果に該当すると委員会で判断された事項については記載することとして差し支えないというお答えをさせていただきたいと思っております。

最後のQ&Aに関連いたしまして、その次の資料B、委員限り資料の扱いにさせていた

だいておりますが、さらに細かく、昨今いろいろ報道されておりますような政治資金をめぐる問題を踏まえて、監査人の方からいろいろな御質問をいただいた場合に、事務局としてどのようにお答えすればよいかということ、少し頭の整理としてまとめさせていただいたものでございます。

資料BのAでございますが、領収書等につきまして、明らかに記載が訂正又は消去された痕跡があるような場合に、政治資金監査報告書にその旨を記載しても差し支えないかという御質問があった場合につきましては、領収書等の記載内容に疑義があつて、その支出の状況が確認できなかったと政治資金監査人の方が御判断されたのであれば、その旨を記載しても差し支えないというお答えをさせていただきたいと。ただ、具体的な記載方法につきましては、適正化委員会に照会してくださいとお答えしたいと思います。

次のBにつきましては、政治資金の使途として適法かどうか、又は適正かどうか疑義がある支出がある場合に、政治資金監査報告書にその旨を記載しても差し支えないかという御質問に対しましては、政治資金監査はあくまでも外形的・定型的なものでございますので、政治団体の支出の適法性、あるいは政治資金の使途の妥当性を評価するものではないということで、お尋ねのような場合は、政治資金監査報告書に記載することはできないとお答えするのかなと考えております。

それから、Cにつきましては、政治資金監査は支出しか見ないわけでございますけれども、たまたま収入簿を見てしまって、収入簿を見たら、例えば、記載されているべき欄が空欄になっていたということを見つけたような場合に、政治資金監査報告書にその旨を記載しても差し支えないかという御質問があった場合につきましては、政治資金監査は、支出を対象とするものであるので、政治資金監査報告書にその旨を記載することはできませんというお答えをさせていただければと思います。

次のページでございますが、Dでございます。ここから監査人の方がというよりも、政治団体の方から、収入に関しても政治資金監査をしてほしいという依頼があった場合にどう対応するかという論点でございます。

Dは、政治資金監査報告書に、例えば、収入について適切な会計処理が行われているといったことを書いてほしいということ、これを政治団体から要請されたと。それをマニュアルに基づいた事項ではないわけでございますけれども、そういったことを記載しても差し支えないかという御質問に対しましては、政治資金監査報告書は、マニュアルに基づいて書面監査、ヒアリングを実施した結果を記載するものでありますので、政治資金監査報告書に、

例えば、収入について適切だったというような旨を記載することはできませんというお答えをするのではないかと。

さらに、Eといたしまして、政治資金監査報告書に記載ができないとしても、例えば、政治資金監査人の名称を用いて、政治資金監査報告書とは別の任意の書面に、先ほどのような収入について適切だった旨を書いてもいいかという御質問があった場合につきましては、マニュアル上、登録政治資金監査人の職務は、マニュアルに基づいて政治資金監査を行うということですので、お尋ねのような場合は、政治資金監査人の職務の範囲外の行為だとお答えさせていただくのかなと。

さらに、Fにつきましては、そのような任意の書面をつくった場合に、それを都道府県選管、あるいは総務大臣に提出することはできるのかと聞かれた場合に、これは規正法に規定された書面ではございませんので、総務大臣、都道府県選管いずれにおいても、受理されません。法律上の受理はしませんというお答えをするのかなということです。

いずれも、資料BでQ&Aをつくらせていただきましたのは、実際にこのようなお問い合わせがあるわけではございませんけれども、今後いろいろな場合におきまして、監査人の方から御質問があった場合には、このような趣旨でお答えをさせていただいてよろしいかということをお諮りさせていただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

**【上田委員長】** この点につきまして、御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。小見山委員、どうぞ。

**【小見山委員】** 意見でございまして、ぜひこういう形で答えていただきたいというお願いごとでございまして、最近収入について世間がかなりうるさく騒いでおりますので、特に収入のことに御質問があった場合には、現在の政治資金監査の範囲でない、そういうことは記載しないような、まさにこのとおりでぜひやっていただきたいと思う次第です。

それからもう1つ、これはちょっと確認をしていただきたいんですが、書面監査という言葉を使っているんですが、書面の調査、そんな言葉を使っていたのかな、監査だったかなとちょっと思いましたので、過去に何かそんなことを話した覚えがちょっとあったものですから、この御質問をさせていただきましたが、書面監査という言葉を使っているのであれば、このままで結構だと思います。

**【上田委員長】** 参事官、どうぞ。

**【米澤参事官】** 会計責任者等に対するヒアリングという項目の中で、政治資金監査マ

ニュアルの中で、書類の確認という言葉について、以下、書面監査という言いかえをさせていただきます。その表現を踏襲させていただきました。

【小見山委員】 わかりました。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。ほかに何か御意見、ございますか。

牧之内委員、どうぞお願いします。

【牧之内委員】 基本的な考え方は、私も異論がありませんが、今ここは、いわゆる政治団体の側からの要請によって、適切だということをとという例で書いてあるわけですが、そうではなくて、違法、あるいは不適切な面がどうもあるんじゃないかということ、法律上のものではありませんが、任意に選挙管理委員会なりに通告をするというようなことについては、どうでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 例えば、登録政治資金監査人の方が政治資金監査報告書のような書式によらないで、自ら監査を行って確認したことを、何か変な処理をしているということで、選管の方に言うというのは、ある意味、守秘義務に反する行為になってしまうのではないかと思います。いずれにしても、それは法律に基づく行為ではございませんので、それをもって選管側で何らかの事務を行うということはないと思いますが、そのような場合に、気になるとすれば、守秘義務との関係ではないかと思います。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 そうすると、守秘義務は第19条の28で正当な理由がなく、知り得た秘密を漏らしてはいけないと書いてありますよね。その正当な理由に該当するもの、正当な理由があると判断できるものというのは、どんなことが考えられますか。

【上田委員長】 牧之内委員がおっしゃるのは、選管に何かするのは、一種の公益で出た話だから、公益の動機でやった場合にも、正当な理由にならないのかどうか、こういう趣旨だと私は思うんですけども、いかがですか。

【牧之内委員】 守秘義務に当たるといことですべてをはねるという対応でいいのかどうかということなんです。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 この法律による正当な理由でどこまで認められるのかというのは、申しわけございません、私ども事務局でまだ検討したことがございませんので、政治資金課とも少し検討させていただいて、結論の出る話かどうかという面もございましてけれども、

少し考えさせていただきたいと思います。

【上田委員長】 今世の中の動きというのは、不正なことについての内部者通報というのを少し保護しろという流れなものですから、それとの関係で多分、今の点はまた考慮されるべきではないかと思うんです。よろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。

次に、ちょっと順番を変えまして、第5の議題、その他について、説明を事務局にお願いします。参事官、よろしくをお願いします。

【米澤参事官】 その他といたしまして、資料Cから御説明させていただきたいと思えます。先ほどのQ&Aの後ろについている資料でございます。資料Cは以前から当委員会におきまして見解をおまとめいただきました、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正があった場合に、結論から申し上げますと、訂正内容確認報告書を添付することが適当であるということを委員会としてお決めいただいております。

2月に入りまして、そろそろ選管で収支報告書を受理し、訂正が出てくるという時期にもなっておりますので、少し実務的な観点も含めまして、細かいところを事務局として確認させていただきたいという趣旨で資料Cを作成させていただきました。

具体的には、資料Cの2の「収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について」のところでございます。この訂正における政治資金監査につきましては、政治資金規正法上、規定がされていないわけでございますが、国会議員関係政治団体は、収支報告書の訂正内容について、政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面を選管等に提出することが適当であると。

以前おまとめいただいた際に、収支報告書の訂正という限定はつけておりませんでして、私どもとして、監査人が御覧になった書類ということになりますと、会計帳簿の、例えば、1万円以下の支出にかかる部分の支出目的だけが直っているようなものですか、なかなか考えにくいですが、領収書だけ金額が変わらずに差し替わったようなものも、訂正としてはあり得るわけでございます。

ただ、この訂正につきましては、あくまでも国民の目に触れる収支報告書の訂正があった場合の取り扱いとして位置付けるのが、実務上の取り扱いとしてはよろしいのではないかと考えてございます。

さらに、その同じパラグラフのなお書きでございますけれども、支出の明細が一切記載されていない等、訂正後の関係書類の記載状況が、通常の記載例に当てはまらないような

場合には、訂正内容確認報告書の記載方法について、委員会に確認すること。

2 ページ目以降に、訂正内容確認報告書、以前委員会で御審議いただきました記載例を書いておりますが、これはほとんど問題がなかった場合ですとか、例えば、会計帳簿の記載に不備があったとか、そういった一部にとどまる訂正のような場合をイメージしております。例えば、収支報告書の支出の中身がほとんど虚偽であったような、政治資金監査を行った当初の内容から前提が大きく変わるような訂正があった場合には、このような記載例ではとどまらない部分もございますので、そのような場合には、今回記載例をお示しできればよかったですけれども、委員会に御照会いただいて、どのような訂正内容確認報告書にするかということをご議論いただいた上でお示しさせていただきたいということで、そのような例があった場合に検討させていただきたいと考えてございます。

それから、「また」以下のところでございますけれども、収支報告書提出後の訂正手続については、収支報告書の記載上、訂正があった旨が明らかになるようにすることが適当であるというところでございます。

これにつきましては、政治資金規正法上、訂正手続が法定されていないために、各都道府県選管において、取り扱いが若干異なる部分がございます。それにつきまして、委員会といたしましては、訂正内容確認報告書をつける以上、収支報告書については、例えば、見え消しの方法によるなど、国民にどの部分が訂正されたのかというのが明らかになるような方法で訂正をしてくださいということをお願いする趣旨でございます。

それで、2 ページ目以降、訂正内容確認報告書の記載例、これは以前御説明したのと同じでございますが、すみません、2 ページの上の記載例の、3 行ほど太字で書いてございますが、当該訂正に係る支出について確認できないものが何もない場合と、非常にわかりにくく書いてございますが、すべて確認できる場合ということでございます。申しわけございません。これは非公表資料でございますので、後ほど訂正をさせていただきたいと存じます。申しわけありませんでした。

これ以外、次のページは、会計帳簿に記載の不備が一部見られたもの、4 ページは別記を除きということで、別記の方でどこに不備があったのかを書く場合、先ほど本体のなお書きで書かせていただきましたように、これにとどまらないような大幅な修正があった場合には、別途委員会で検討する記載例を今後検討させていただきたいと存じます。

資料Cにつきましては、以上でございます。

続きまして、資料Dでございます。政治資金適正化委員会で今後検討を行う事項という

ことでございます。先ほど議題の1、少額領収書等の具体的な指針につきまして、案を御審議いただきまして、おおむねおまとめいただいたところでございます。今後、委員会で主に検討を行っていくべき事項につきまして、事務局として少したたき台をお示しさせていただきますまして、どのような内容、どのような方向で検討すべきかという御議論を賜ればと思っております。御案内のように、適正化委員会は建議の機能がございますので、建議に向けた検討という位置付けで、少し考えてみたところでございます。

検討の視点でございますけれども、政治資金の収支の公開について、1月から政治資金監査が本格実施されまして、これまで以上に適正の確保と透明性の向上が期待されているところでございます。当委員会におきましては、政治資金監査に関する具体的な指針、マニュアルを策定いたしまして、政治資金監査人に対する指導、助言も行ってきました。その中で、政治資金監査を実施する前提で現行の政治団体の会計、あるいは収支報告に関する制度を見た場合に、現在の一般的な会計実務に即したものとするという観点で見直すべき点があるのではないかと考えております。

また、政治資金監査は、収支報告の適正の確保と透明性の向上に資するものでございますが、その結果とともに公開されます収支報告書につきましても、国民にとってよりわかりやすいものとするのも重要ではないかと考えております。

規正法の規定によりまして、委員会は政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができるとされておりますので、委員会として政治資金監査をより効果的で充実したものとするという基本的な考え方に立ちまして、現行制度の課題を幅広く検討することとしてはどうかという内容でございます。

それで、検討事項の案、これもかなり粗々でございますが、一応この段階でこのようなものが考えられるのではないかとこのものを少し出させていただきました。政治団体の会計制度に関する事項といたしまして、規正法の「領収書等」の定義についてでございます。規正法の「領収書等」につきましては、御案内のように、いわゆる3事項の記載が求められております。「領収書等」の定義に該当しない書面についても、商慣習上は領収書として発行されまして、又は税法上の支出を証する書面としても扱われているものがございます。領収書等の開示制度も整備が進んでいるということもございますので、これらの書面についても、政治資金規正法上の「領収書等」と考えられないだろうかという論点でございます。

これにつきまして、資料Dの後ろに参考資料をおつけしております。参考資料の右下に

ページを振っておりますが、右下の1ページから、税法の領収書等に該当するような規定ぶりを並べておりますけれども、例えば、右下1ページの所得税法の施行規則、青色申告書の帳簿、書類につきましては、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書云々という規定がございます。

2ページの法人税法に関しても同様でございます。

それから、印紙税法の基本通達におきまして、いわゆる金銭等の受取書、17号文書の定義といたしまして、文書の表題、形式がどのようなものであっても、その作成目的が当事者間で金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、17号文書に該当するとされておりまして、その下、4項目目で、例えば、売買代金の口座振替、振込済みのお知らせについても、17号文書、金銭の受取書に該当するという運用がなされていることなども参考になるのではないかと。

それから、右下のページで、3ページ、4ページでございますが、消費税法の仕入れ税額控除の、いわば証拠書類としてはもう少し厳格な運用がなされていて、課税仕入れの相手方氏名、年月日、資産、役務の内容、支払対価の額等々、書類の作成者の氏名、名称を要件とするようなものもあります。

このように、商慣習上はさまざまな領収書の考え方があるということを前提に、政治資金規正法上の「領収書等」の定義というものも少し幅広く考えられないだろうかということがこの論点でございます。

次のページのイ、金銭を伴わない収入及び支出の記載方法についてでございます。無償提供等の金銭を伴わない収支につきましては、これも記載することが必要でございまして、会計上の処理として、収支両建てで会計帳簿や収支報告書に記載しなければならないと。かえって、実際の総額、実際の金銭の流れがわかりにくくなっているのではないかと。

こちら参考資料の右下のページで、5ページと打っているところでございます。5ページで、無償提供を受けた場合の金銭処理といたしまして、5行目ぐらいでございますけれども、労務や事務所の無償提供を受けた場合に、これも「財産上の利益」が生じるという扱いになりますので、収支報告書には、これらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載することが求められております。これを収入の方にだけ書いてしまいますと、これらの収入が永続的に収入、あるいは繰越額に含まれてしまいますので、同額を支出に計上するという取り扱いになっております。支出に計上することによりまして、領収書等も必要になってくるということで、「徴難明細書」を作成するというのも必要になってまいり

ます。このような記載方法になっておりますので、よりわかりやすい仕組みにする必要があるのではないかという論点でございます。

さらに同様の話でございますけれども、ウで、クレジットカードで支出を行った場合の記載方法、これも1度委員会で見解をお示しいただきましたけれども、クレジットカードで支出を行った場合に、使用時、決済時の両方で支出を記載する必要がある。それを打ち消すための収入も記載しなければならないということで、例えば、備考欄を活用することによって、より合理的な記載方法ができないだろうかという論点でございます。

関連の資料としては、右下のページで8ページとある部分でございますけれども、今申し上げましたように、収支両建てで記載しなければならないということで、今の規正法は現金決済が前提のような仕組みになってございまして、クレジットカードを使用した支出方法というものも今後さらに増えていくのではないかとということで、このような整備も検討する必要があるのではないかとございまして。

エにつきましては、会計帳簿への住所の記載、これも1度委員会で御議論をいただき、建議の案も作成していただいた件でございます。参考資料の10ページから、以前委員会でお示しいただいた考え方でございます。このときは両案作成させていただきまして、ここにも2つつけてございますけれども、資料の右下のページで12ページを御覧いただきますと、会計帳簿にすべての支出を受けた者の住所の記載をすることが義務付けられておりますけれども、その趣旨につきましては、支出の実在性を担保することだと考えております。ただ、国会議員関係政治団体につきましては、すべての支出について領収書等の徴収が義務付けられ、さらに政治資金監査によって、領収書と会計帳簿の突合まで行っておりますので、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていなくても、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはないのではないかと。

なお、民間企業をはじめ、一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とは言えないのではないかとということで、13ページ、このときには、一案として、収支報告書への記載の対象とならない人件費及び1件1万円以下の支出については、会計帳簿への住所の省略を認めることが適当であるという案と、17ページでございますけれども、さらに国会議員関係政治団体については、今般の政治資金監査の実施を契機に、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認めることが適当であるということで、すべての住所の記載を省略できるようにするという考え方と2案出させていただきました。これにつきましても、さらに実際に政治資金監査が始まったことも踏ま

えまして、もう少し検討を深めていく必要があるのではないかというところでございます。

それから、資料Dに戻りまして、②収支報告制度に関する事項ということで、これは先ほど資料Cでお示しさせていただきました収支報告書の訂正手続についても、法定化されていないがゆえに、非常にわかりにくくなっているということで、これについても検討をしていくべきではないかというところでございます。

③公開制度に関する事項、収支報告書のインターネットによる公表が認められておりますが、行っているのは総務省ほか、幾つかの都道府県にとどまっております。国民の利便性を高めるという観点で、インターネットによる公表をもう少し広めていくべきではないかというところでございます。

3ページに参りまして、政治資金監査に関する事項ということで、これも前回、第5回の委員会で、資料で御説明をさせていただきました。参考資料の右下の18ページという資料でございます。第5回委員会資料でございますが、年の途中において国会議員関係政治団体ではなかった期間がある政治団体について、通年で政治資金監査を行う必要がございますけれども、法律の規定によりまして、例えば、徴難明細書につきまして、その他政治団体であれば、経常経費以外の経費で、1件5万円以上の支出しか作成義務がないと。それ以外の経費につきましては、徴難明細書はないので、領収書が亡失されているのか、徴難明細書が作成されていないだけなのかというのがわからないという状態で政治資金監査をしなければならないということになってしまいますので、政治資金監査をする上で証拠書類がないというものを見直す必要がないだろうかという論点でございます。

それから、イにつきましては、法定の業務制限についてでございます。今までQ&Aで積み重ねてまいりまして、さまざま法定の業務制限にはないけれども、適当ではないという例が幾つか出ております。

それから、参考資料の右下20ページを御覧いただきますと、例えば、年の途中まで会計責任者であった方を、政治資金監査においては、法律上は業務制限の対象とはしていないわけでございますけれども、例えば、公認会計士法などにおいては、過去1年以内にこれらの者であった場合というのを、業務制限ではねているということがありますのか、地方自治法の監査委員につきましては、二親等まで対象外にしていることですか、また公認会計士法に戻ってしまいますけれども、7会計期間の範囲内まで連続した期間での会計監査を認めることですか、そういった形で政治資金監査の業務制限についても、今までQ&A等で積み重ねてきた議論も含めまして、少し見直しを行っていく必要があるのでは

はないかという論点でございます。

それから、資料Dの最後、2のその他の検討事項でございます。これにつきまして、今まで御説明をしましてまいりました会計制度、収支報告制度とは少し意味合いが異なるものでございますけれども、最近のさまざまな政治資金に関する報道等を踏まえまして、例えば、収入に関する政治資金監査について、導入することについてどのようなことが論点となるのかというようなことも、委員会として少し御見解を賜って、私ども事務局としても考え方の整理、スタンスというものを決めていかなければならないのではないかという問題意識でございます。

同様に、イにつきましても、国会議員関係政治団体の寄附の明細の記載範囲として、今は同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものが記載義務となっておりますけれども、これらについてどう考えるのかといったことも、論点として掲げさせていただいているところでございます。

資料Dにつきまして、以上でございます。

**【上田委員長】** この件につきまして、御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

谷口委員。

**【谷口委員】** 資料Dに関してなんですが、以前、本委員会で収支報告書のフォーマットについて何回か議論をした記憶があります。具体的には、支出の項目の分類法について、現行制度のままでよいのかという議論をしたと記憶しております。

ただ、私はこれの結論が、将来、本委員会において検討するという事になったのか、それとも専ら選挙部によりしく願いますということになったのか、その点については記憶が明瞭ではありませんので、この点は前参事官と現政治資金課長の間で御相談をいただいて、よろしくお取り計らいをいただければと思います。

**【上田委員長】** 政治資金課長。

**【松崎政治資金課長】** いずれで結論をとるところまでは確かに至っていなかったと思います。ただ、今、政治資金規正法につきましては、企業団体献金についてどうするか、あるいは政治団体の世襲の問題をどうするかとか、そういった項目が与党民主党のマニフェストですとか、そういったもので法律改正の検討が進んでいると。

一方で、私どもの大臣の問題意識として、政治資金規正法自体でわかりにくいところがあるのではないかというところの整理をしなければいけないということも、それについて

論点を整理せよというようなことも出てきております。

基本的には、省内で行います論点整理については、法改正まで考えないでという前提ではあるんですが、ものによっては、法律にかかわっていく項目も出てくるのかもしれない。いずれにしても、より政治団体の側でもわかりやすいようにとか、解釈上疑義があるところがあるのかなのかといった指摘を受けております。

そういう中で、では、具体的に収支報告の経費の区分についてまで、その点について論点に挙がっているかということ、まだそこまでは至っておりませんので、経費区分を大きく動かすかどうかということについては、例えば、事務方から御提起するような状況にはなっていないというのが現状でございます。

なお、では、委員会としての宿題としてはどうなのかというのは、確かにいろいろ議論があって、そのままそこでとまったというのは紛れもない事実で、そこをどうするか、さらに深めていくべきなのかどうかは、また委員会においても御議論がされることなのかなとは思っております。現時点ではそういう状況でございます。

**【上田委員長】** ほかに御意見、御質問ございますか。

次に、議題に戻りまして、第3の議題の登録政治資金監査人の登録者数につきまして、説明を事務局をお願いします。

**【米澤参事官】** 資料5でございます。1月29日登録分までの登録者数といたしまして、3,426名でございます。うち弁護士221名、公認会計士616名、税理士2,589名ということでございます。

以上でございます。

**【上田委員長】** 御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

では、次に第4の議題の政治資金監査に関する研修について、説明を事務局をお願いします。

**【米澤参事官】** 資料6でございます。研修の実施状況といたしまして、平成21年度分、1月26日の東京都までで、2,393人の修了者となっております。内訳はそこに記載のとおりでございます。

次のページで、平成20年度、816名でございましたので、総計研修修了者数といたしましては、3,209名ということでございます。

引き続き、資料7をお開き願います。研修の実施計画ということでございまして、今回

3月26日金曜日、東京都で開催します研修会を追加させていただきたいと思います。なお書きは、前回の委員会でもお願いいたしましたけれども、今後の状況に応じて、委員長が決し、委員会報告をする形で研修の追加もあり得るということは、引き続きお願いしたいと思います。

それで、報告事項でございますが、12月17日、委員長決定の形で、そこに記載の広島から大阪までの研修を追加させていただきました。ブロックごとにまだ研修を受けていらっしゃらない方がいらっしゃいましたので、政治資金監査人の方々の利便を考えまして、ブロックの中心市で開催し、少しでも研修を受けていただくようにしたいと思っております。

以上でございます。

**【上田委員長】** 何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしゅうございますか。

では、本日の議題は以上でございますけれども、今後の委員会の進行等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

事務局長。

**【金谷事務局長】** 本日は熱心な御審議をありがとうございました。昨年の第4回、第5回の2回の審議を踏まえまして、今日は3回目で、具体的な指針について御議論いただきまして、案としてお取りまとめをいただいたわけでございます。本当にどうもありがとうございます。

この指針案につきましては、本日、冒頭、参事官から申し上げましたように、委員長からブリーフィングをしていただくということで、公表してまいりたいと思っております。

それから、この案につきましては、政党、あるいは実施主体でございます選管、そういったところに対しまして意見照会等、そういったものもさせていただこうと思っております。また、いわゆるパブコメという形で、意見募集ということもさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【上田委員長】** ありがとうございます。そのほか、事務局からありましたら、お願いします。

参事官、どうぞ。

**【米澤参事官】** 毎回のことでございますが、本日の委員会の審議状況につきまして、

委員会終了後、総務省 8 階の会見室におきましてブリーフィングを行います。今回指針(案)が取りまとまったということで、委員長によるブリーフィングとさせていただきたいと存じます。

本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。

本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【米澤参事官】 次回の委員会でございますが、日程調整をさせていただきました結果、3月17日水曜日の午後に開催させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただき、ありがとうございます。

以上をもって終了させていただきます。